

東日本大震災被災者支援制度等のお知らせ

このたびの東日本大震災で被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

この冊子は、被災された方々が、1日でも早く生活の再建ができるよう、支援制度等についてまとめたものです。市では被災された方々の支援に全力をあげています。内容について不明な点がございましたら、担当の各部署にお問い合わせください。

■目次

り災証明について	2 頁
1 被災者生活再建支援金制度	3 頁
2 銚田市災害見舞金	4 頁
3 茨城県災害見舞金	4 頁
4 災害援護資金	5 頁
5 災害弔慰金	6 頁
6 災害障害見舞金	6 頁
7 生活福祉資金貸付（緊急小口資金）	7 頁
8 児童扶養手当の所得制限の緩和	7 頁
9 母子寡婦福祉資金貸付金	8 頁
10 保育所（園）保育料の減免	8 頁
11 障害福祉サービス利用者負担額の減免	8 頁
12 準要保護児童生徒就学援助制度	9 頁
13 各種税等の減免と納付	10 頁
14 水道料金の減免等	14 頁
15 銚田市仮設住宅（民間賃貸住宅）	14 頁
16 農林漁業者向け融資制度	15 頁
17 中小企業向け融資制度	17 頁

新たな支援制度が決まったり、今の支援制度の基準が緩和されたりしたときには、広報ほこたなどで皆様にお知らせします。

り災証明について

担当：市災害対策本部 被災者支援対策室 ☎33-2111

「り災証明」は、被災者からの申請により被災状況の証明書を発行するものです。証明書の種類は大きく分けて次の2つがあります。

(1) り災の程度を証明するもの

り災証明は、各種被災者生活支援制度を受けるとき、住家(居住のために使っている建物)の被害程度を証明するもので、被災者からの申し出により、住家の被害状況の調査を行い、確認した事実に基づき被害の程度を証明するものです。

り災の程度判断は、住家を対象にします。これは母屋で判断するもので、離れ屋、物置、別荘は調査の対象になりません。

※程度は、屋根、壁、構造体など部分ごとに表面に現れた被害を調査して、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」の判断をします。

被害区分	被害の認定基準
全壊	建て直しをしなければならないような状況をいいます。
大規模半壊	ほぼ全壊に近い状態で、建物に全面的な補強や補修をしなければ、住むことが困難な状態をいいます。
半壊	住家の損壊は甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるものをいいます。(※屋根、外壁の一部欠落のみでは半壊にいたりません。)
一部損壊	全壊、大規模半壊及び半壊に至らない程度で住家に損壊があるもの全て

※内閣府作成「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」による区分をもとにしています。

(2) 震災による被害を証明するもの

地震保険請求や融資制度の申請などのために事実関係のみを証明するもの

- ◆申請場所 市災害対策本部(市福祉事務所2階)※土日含む全日
旭市民センター、大洋市民センター(ふる里見聞館)※平日のみ
- ◆申請期間 当分の間(8時30分～17時15分)
- ◆持参するもの ●印鑑
●被害の状況写真
- ◆その他 家屋が危険であれば、撤去・改修しても結構ですが、直す直前の写真(外観、内部、特にひどく破損した箇所など)を必ず撮って保存しておいてください。

1 被災者生活再建支援金制度

担当：市災害対策本部 被災者支援対策室 ☎33-2111

住宅に多大な被害を受けた世帯に、「住宅の被害程度」と「再建方法」に応じて支援金を支給するものです。

【対象となる被災世帯】

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯
(大規模半壊世帯)

※屋根瓦の破損程度の被害では対象となりません。

【支給額】

次の2つの支援金の合計額が支給されます。(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3になります。)

- ・[1] (基礎支援金) 住宅の被害程度に応じて支給

住宅の被害程度	全 壊	大規模半壊
支給額	100万円	50万円

※住宅が「半壊」または「大規模半壊」のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、「全壊」として扱われます。

- ・[2] (加算支援金) 住宅の再建方法に応じて支給

住宅の再建方法	建設・購入	補 修	賃 貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

【申請に必要なもの】

- り災証明書
- 解体証明書 (半壊又は大規模半壊のり災証明書を受けた方で、解体した場合)
- 住民票又は外国人登録済証明書
- 申請者の口座番号などがわかるもの (口座振込に使用します。)
- 契約書の写し (加算支援金を同時に申請される場合、住宅の建設・購入、補修又は賃貸について確認できる書類)
- 本人が確認出来るもの (運転免許証、健康保険証等)
- 印鑑

【申請期間】

災害のあった日から、基礎支援金は13か月、加算支援金は37か月です。

2 銚田市災害見舞金

担当：社会福祉課 ☎33-2111（内線1565,1566）

住宅に多大な被害を受けた世帯に、「傷病の程度」と「住宅の被害程度」に応じて銚田市から見舞金を支給するものです。

【支給額】

負傷等の場合

区 分	世帯の生計を主として維持していた者の場合	その他の者の場合
死亡	100,000円	50,000円
全治3か月以上の入院加療	30,000円	20,000円
全治1箇月以上3か月未満の入院加療	20,000円	10,000円
全治1週間以上1か月未満の入院加療	10,000円	5,000円

住家の損壊等の場合

区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯以上
全壊	50,000円	60,000円	1人増すごとに10,000円を加え限度額100,000円
半壊	20,000円	25,000円	1人増すごとに5,000円を加え限度額50,000円
床上浸水	5,000円	10,000円	1人増すごとに5,000円を加え限度額20,000円

- ・住家を対象とし、現に居住している住家で、世帯を単位とします。
- ・門、塀などの損壊や屋根瓦の一部損壊等は対象となりません。

【申請に必要なもの】

- り災証明書（全壊又は半壊の記載のあるもの）
- 本人が確認できるもの（運転免許証、健康保険証等）
- 医師の診断書（負傷の場合）
- 被災した住家の写真等（床上浸水の場合）
- 申請者の口座番号などがわかるもの（口座振込に使用します。）
- 印鑑

【申請期間】

本市にり災証明を申請した方を除き、申請期限は、被災した日から6ヶ月以内に申請してください。

3 茨城県災害見舞金

- ・住家の半壊 3万円
 - ・住家の床上浸水 2万円
- ※被災者生活再建支援制度（3ページ）との併給はありません。
 ※銚田市災害見舞金の申請にあわせて受付を行います。

4 災害援護資金

担当：社会福祉課 ☎33-2111(内線1565、1566)

災害により世帯主が負傷した世帯や、住居・家財に被害を受けた世帯に対して、生活の立て直しに必要な資金の貸付を行います。

【貸付要件（所得制限）】

被災した世帯の世帯主で、市民税における世帯の総所得金額が右表の額未満の世帯の世帯主

世帯人員	市民税における前前年の総所得金額（世帯全員）
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	730万+1人増すごとに30万円を加算した額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合 1,270万円	

【貸付限度額等】

区分	損害の種類及び程度	貸付限度額
世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合	家財・住居の損害なし	150万円
	家財の3分の1以上の損害	250万円
	住居が半壊	270万円 (350万円)
	住居が全壊	350万円
世帯主に1ヶ月以上の負傷がない場合	家財の3分の1以上の損害	150万円
	住居が半壊	170万円 (250万円)
	住居が全壊	250万円 (350万円)
	住居全体の滅失又は流出	350万円

※被災した住居を建て直す際に、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等特別な事情がある場合は（ ）内の額になります。

※住居又は家財についての被害額が、その価格の概ね3分の1以上の損害があった方が対象です。

【利率】年3%（据置期間中は無利子）利子補給制度がありますので、貸付決定後、所定の手続きを行っていただきます 【据置期間】3年（特別の場合は5年）

【償還期間】10年（据置期間を含む） 【保証人】必要

【申請に必要なもの】●借入申込書 ●り災証明書（全壊又は半壊の記載のあるもの）

●所得証明書（被害を受けた日の前前年において市外に居住していた場合）

●医師の診断書（世帯主に負傷がある場合）

5 災害弔慰金

担当：社会福祉課 ☎ 3 3 - 2 1 1 1（内線 1565、1566）

災害により亡くなられた市民の方のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。

【対象者】

災害により亡くなられた方のご遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母）

【支給額】

生計維持の状況	弔慰金の額
世帯の生計を主として維持していた場合	5 0 0 万円
その他の場合	2 5 0 万円

6 災害障害見舞金

担当：社会福祉課 ☎ 3 3 - 2 1 1 1（内線 1565、1566）

災害により重度の障害を受けた方に対し災害見舞金を支給します。

【対象者】

- ① 両目が失明した方
- ② そしゃく及び言語の機能を廃した方
- ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方
- ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方
- ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った方
- ⑥ 両上肢の用を全廃した方
- ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った方
- ⑧ 両下肢の用を全廃した方
- ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる方

【支給額】

生計維持の状況	支給額
世帯の生計を主として維持していた場合	2 5 0 万円
その他の場合	1 2 5 万円

【申請に必要なもの】

- 被災証明書（市外において障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった場合）
- 医師の診断書

7 生活福祉資金貸付（緊急小口資金）

担当：鉾田市社会福祉協議会 ☎32-5831

被災世帯に対する制度を特例措置により拡充します。

通常は家族構成に応じ所得制限がありますが、今回は所得制限を設けておりません。

他県からの避難者の方も、茨城県に当分の間（1月程度以上を目安）居住し、継続的に連絡が取れることが見込まれる方は対象となります。

【貸付限度額】

通常は10万円以内ですが、今回は次に掲げる場合は20万円以内となります。

- (1) 世帯員の中に死亡者がいるとき
- (2) 世帯員に要介護者がいるとき
- (3) 世帯員が4人以上いるとき
- (4) (1)～(3)のほか、重症者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に茨城県社会福祉協議会会長が認めるとき

【貸付の条件】

据置期間：1年以内（通常は2月以内）

償還期限：据置期間経過後2年以内（通常は8月以内）

利 率：無利子

※ただし、最終償還期限以降は年率10.75%の延滞利子がかかります。

8 児童扶養手当の所得制限の緩和

担当：子ども家庭課 ☎33-2111（内線1571、1579）

下記の「対象者」に適用していた児童扶養手当の所得制限を緩和するものです。

【対象者】

住宅・家財等の財産についてその価格の概ね2分の1以上の損害を受けた方。

【対象期間】

損害を受けた月から翌年の7月まで

【手当の返還】

災害特例を受けた場合において、被災者が損害を受けた年に所定以上の所得を有していたことが翌年になってわかったときは、災害特例の対象期間の支給された手当の全部または一部を返還することとなります。

9 母子寡婦福祉資金貸付金

担当：子ども家庭課 ☎33-2111(内線1571、1579)

【支払の猶予等】

貸付を受けた方が、災害により償還を行うことが著しく困難になった場合、1年以内の期間で支払いを猶予するものです。

【据置期間の延長】

住宅に被害を受けた方に、被災後1年以内に貸し付けられる住宅資金、事業開始資金及び事業継続資金の措置期間を、2年を超えない範囲で延長するものです。

【適用対象外】

子を扶養していない寡婦の所得制限限度額の適用については、災害により生活の状態が著しく窮迫していると認められる場合は、適用の対象としません。

10 保育所（園）保育料の減免

担当：子ども家庭課 ☎33-2111(内線1571、1579)

【対象者】

災害により、その居住する住家が半壊以上の損害を受けた方。

【減免割合】

- ・全壊の場合・・・全部、期間6か月、
- ・半壊及び大規模半壊・・・2分の1、期間6か月

【申請に必要なもの】

- り災証明書（全壊、半壊等の記載のあるもの） ●保育料減免申請書

11 障害福祉サービス利用者負担額の減免

担当：社会福祉課 ☎33-2111(内線1561、1567)

【対象者】

災害により、その居住する住家が半壊以上の損害を受けた方。

【減免割合】

- ・全壊の場合・・・10分の10
- ・半壊及び大規模半壊・・・10分の5

【適用期間】

平成24年3月31日まで

【申請に必要なもの】

- り災証明書（全壊、半壊等の記載のあるもの） ●印鑑

12 準要保護児童生徒就学援助制度

担当:学校教育課 ☎37-4340(直通)

【支援内容】

援助対象経費		支給額(限度額)	
		小学校	中学校
学用品費	通常必要とする学用品の購入費(ノート、筆記用具等)	11,100円(年額)	21,700円(年額)
通学用品費	通常必要とする通学用品の購入費(通学用靴、雨傘、雨靴、帽子等)	2,170円(年額)	2,170円(年額)
校外活動費	宿泊無 学校行事としての宿泊を伴わない校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料(遠足、社会科見学等)	1,510円(年額)	2,180円(年額)
	宿泊有 学校行事としての宿泊を伴う校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料(宿泊学習等)	実費負担(年1回)	実費負担(年1回)
新入学児童・生徒学用品購入費	新入学児童等が通常必要とする学用品費及び通学用品の購入費(ランドセル、靴、制服、上履き等)	19,900円(4月入学時在籍新1年生のみ)	22,900円(4月入学時在籍新1年生のみ)
修学旅行費	修学旅行に要する経費のうち、直接必要な経費と、均一に負担すべきこととなる経費(宿泊費、見学料、記念写真代、旅行傷害保険料、医療費等)	実費負担(6年生のみ)	実費負担(3年生のみ)
医療費	学校保健法の規定による疾病の治療に要する費用(う歯、中耳炎等)	実費負担(3割自己負担分)	実費負担(3割自己負担分)
学校給食費	学校給食法第6条第2項に定める学校給食費	旭 3,900円(月額) 銚田・大洋 4,100円(月額)	旭 4,200円(月額) 銚田・大洋 4,400円(月額)

【認定基準】

- 1 生活保護の停止又は廃止者
- 2 市民税等の非課税又は減免者
- 3 個人事業税又は固定資産税の減免者
- 4 国民年金掛金の免除者又は国民健康保険税の減免者
- 5 児童扶養手当の受給者
- 6 世帯更正資金の貸付を受けている者
- 7 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
- 8 その他

13 各種税等の減免と納付

震災で課税対象となっている住宅等に被害を受けた方は、その被害状況に応じて市税等の「減免」対象となる場合があります。

●固定資産税・市民税について

銚田市の税条例には、災害による固定資産税の減免について明記されていますが、減免の具体的基準等は定まっていません。また、市民税にいたっては災害等による減免規定もないことから、県内市町村の動向を踏まえた対応を図る考えです。今後具体的な基準等が決定次第、手続き等を含めお知らせいたします。

なお、過去の災害等を受けて国が示した通知に定められた基準からすると、概ね次の様な内容が見込まれますので、参考としてください。

1 固定資産税の減免

担当：税務課固定資産税係 ☎ 3 3 - 2 1 1 1 (内線 1181、1182)

①適用が見込まれる固定資産の範囲

土地の場合は、当該面積の2割以上に被害を受けたとき

家屋の場合は、当該価格の2割以上に被害を受けたとき

償却資産全体の価格の2割以上に被害を受けたとき

※塀、門扉等の構築物は、減免の対象とはなりません。

【土地】

損害の程度	減免の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	全 部
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

※著しい土地の崩落又は土砂の流入による埋没もしくは著しく沈下した土地が対象で、単に亀裂が入っただけの土地は対象外となります。

【家屋】

損害の程度	減免の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	全 部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

※今回の震災被害で多くを占めている屋根等の一部損壊（瓦の崩壊、壁の一部損壊）程度では、一般的に損害割合が基準の2割に満たず、減免の対象とはならないものです。

【償却資産】

損害の程度	減免の割合
全壊、流失、埋没等により償却資産の原形をとどめないとき又は修理不能のとき	全 部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該償却資産の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
償却資産に損傷を受け、使用目的を著しく損じた場合で、当該償却資産の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
償却資産に損傷を受け、使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該償却資産の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

②提出書類

●固定資産税減免申請書

●り災証明書（写し可）、被災状況の写真

※減免申請前に取り壊し、修理等を行う場合は、被災状況等の写真（全体及び細部）を必ず撮っておいてください。

③減免申請の受付及び期限

決定次第お知らせいたします。

※り災証明と固定資産税の減免申請とは、その内容や対象に違いがあることから、基本的に別途申請が必要となります。

④固定資産税の納付について

減免申請を提出いただいても、減免の対象とならない場合又は減免決定までに期間を要することが見込まれますので、減免決定通知等が送付されるまでの間は、恐れ入りますが、通常どおりの納付をお願いいたします。

後日、減免決定がなされた場合は、減額した納付書への差し替え等を行わせていただきます。

2 市民税の減免

担当：税務課市民税係 ☎ 3 3 - 2 1 1 1 (内線 1183、1184)

①適用が見込まれる市民税の範囲

災害により納税義務者が死亡、障害者、生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなったときや合計所得金額が1,000万円以下の納税義務者で住宅の価格に対して、災害による損害金額が3割以上のとき（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く）。

【納税義務者】

事 由	減免の割合
死亡した場合	全 部
生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けることとなった者	全 部
障害者（法律第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。）となった場合	10分の9

【住宅】

合計所得金額	損害程度	減免の割合
500万円以下であるとき	10分の5以上のとき（全壊）	全 部
	10分の3以上10分の5未満のとき（半壊）	2分の1
750万円以下であるとき	10分の5以上のとき（全壊）	2分の1
	10分の3以上10分の5未満のとき（半壊）	4分の1
750万円を超えるとき	10分の5以上のとき（全壊）	4分の1
	10分の3以上10分の5未満のとき（半壊）	8分の1

②提出書類

- 市民税減免申請書
- り災証明書（全壊又は半壊の記載のあるもの）（写し可）

③減免申請の受付及び期限

決定次第お知らせいたします。

④市民税の納付について

減免申請を提出いただいても、減免の対象とならない場合又は減免決定までに期間を要することが見込まれますので、減免決定通知等が送付されるまでの間は、恐れ入りますが、通常どおりの納付をお願いいたします。

後日、減免決定がなされた場合は、減額した納付書への差し替え等を行わせていただきます。

3 県税及び国税について、以下のような減免（軽減）措置がありますので、お問い合わせください。

県税・国税の減免（軽減）

税の種類		内 容	問い合わせ先
県 税	個 人 事業税	所有する事業用資産の損害額が、その資産の価格の2分の1以上あるとき、もしくは所有する住宅又は家財の損害が著しいとき、前年中の所得金額等に応じて一定額～全額が減免されます。	行方県税事務所 ☎ 0299-72-0771
	不動産 取得税	建物を取得した直後に、その建物が災害を受けて損壊したとき、又は災害を受けた建物などの代替りのものを取得したとき、被災した建物等の価格に応じて一定額～全額が減免されます。	
	自動車税	災害によって損害を受けた自動車を修理して引き続き使用する場合で、修繕費から保険等で補てんされる額を控除した額が年税額の2倍を超える額るとき、当該自動車の2分の1が減免されます。	
国 税	所得税	「所得税法」に定める雑損控除か「災害減免法」に定める軽減免除を受けるか、どちらか有利な方を選択することができます。	潮来税務署 ☎ 0299-66-6931

4 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

担当：保険年金課 ☎ 3 3 - 2 1 1 1 (内線 1121 ~ 1124)

災害によって居住に係る住宅について半壊以上の損害を受けたときには、その損害の程度に応じ、減免などの救済措置を受けることができます。減免などを受けるためには、市の窓口への保険税（料）減免申請書（り災証明書（全壊又は半壊の記載のあるもの）を添付）が必要です。また災害によって収入が著しく減少した方は、保険税（料）が減免される場合がありますので、市の窓口へご相談願います。

5 国民年金保険

担当：保険年金課 ☎ 3 3 - 2 1 1 1 (内線 1126、1127)

災害によって住宅・家財等に概ね2分の1以上の損害を受けたときには、保険料の免除申請ができます。

6 介護保険料・介護保険サービス利用料の減免

担当：介護保険課 ☎ 3 3 - 2 1 1 1 (内線 1576、1577)

災害によって居住に係る住宅について半壊以上の損害を受けたときには、その損害の程度に応じ、減免などの救済措置を受けることができます。減免などを受けるためには、市の窓口への介護保険料（介護保険サービス利用料）減免申請書（り災証明書（全壊又は半壊の記載のあるもの）を添付）が必要です。また災害によって収入が著しく減少した方は、介護保険料（介護保険サービス利用料）が減免される場合がありますので、市の窓口へご相談願います。

7 市県民税，固定資産税，国民健康保険税，後期高齢者医療保険料，介護保険料の徴収猶予

担当：収納課 ☎ 3 3 - 2 1 1 1 (内線 1173、1174)

○徴収猶予とは

市税等の徴収を一定期間猶予するものです。

【対象者】

震災により、財産に相当な損害を受け、または収入が減少したことにより市税等を納期限内に納付・納入することができない納税者です。

※納税通知されている市税等が対象になります。

【申請・相談期間】

随時受付します。

【猶予される期間】

災害を受けた日、または申請された日から1年以内です。

【申請に必要なもの】

●被害が分かるような資料（り災証明書等）

14 水道料金の減免等

担当：鉾田水道事務所 ☎32-4333

今回の震災で被害を受けた水道加入者に対して、3月分の水道料金を次のように減免します。

【基本料金】 1 / 3 減免

【従量料金】

宅地内及び家屋内において給水装置の破損等により漏水が生じた方は、前3か月平均使用料との差額分を減免します。

※この取扱いは自動的に行われますので、特に手続等は必要ありません。

【手数料等の免除】

水道加入者で震災により住宅が、り災証明書により全壊、大規模半壊または半壊と判定された方で、同じ土地または新たな土地において住宅の新築・改築に伴い給水装置の新設・改造工事が必要となった場合は、住宅の給水装置工事の申し込みに係る手数料を全額免除します。

●免除する手数料等

①設計審査手数料 ②工事検査手数料 ③材料検査手数料 ④道路占用書類作成手数料

15 鉾田市仮設住宅（民間賃貸住宅）

担当：都市建設課 ☎33-2111（内線1273、1274）

【仮設住宅の種別】

借上（民間賃貸住宅）を基本とする。

【申込の方法】

受付期間 4月18日（月）～4月28日（木）

受付時間 8時30分から17時まで

受付場所 市役所都市建設課窓口

●必要書類 一時使用許可申請書（様式1）、り災証明書（全壊又は半壊の記載のあるもの）又は災害申告書、誓約書（様式2）

【使用期間】

原則として入居日から翌年3月31日までの期間（ただし、状況に応じて期間延長、最長2年間）

【使用に係る費用】

家賃は無料ですが、光熱水費は入居された方の負担となります。

【入居対象者】 東日本大震災により被災された方

【所有住宅の被害要件】

・全壊 ・半壊（半壊と認定を受けた住家で取り壊さざるを得ない住家）

【資力要件】 自らの資力では住宅を得ることができない方

■入居審査委員会を設けて審査します。

16 農林漁業者向け融資制度

担当：産業経済課 ☎ 3 3 - 2 1 1 1 (内線 1163、1167)

■系統農業災害資金（原発事故）

【資金の用途】被害農家の農業再生産の確保及び生活等に資するための一切の資金

【対象者】原発事故に係る農産物等の出荷制限、風評被害等により損失を受けた農業者
(農協の正組合員)

【貸付限度額】500万円

【貸付利率】無利子

【償還期間】5年以内

【据置期間】1年以内

【申込期間】平成23年4月1日から平成23年9月30日まで

【窓口(相談・融資)】かしまなだ農業協同組合 ☎ 33-5341
茨城旭村農業協同組合 ☎ 37-0111

■系統農業災害資金（東北地方太平洋沖地震）

【資金の用途】被害農家の農業再生産の確保及び生活等に資するための一切の資金

【対象者】東北地方太平洋沖地震関連による農作物等への被害を受けた農業者
(農協の正組合員)

【貸付限度額】500万円

【貸付利率】0.43%

【償還期間】5年以内

【据置期間】1年以内

【申込期間】平成23年3月22日から平成23年6月30日まで

【窓口(相談・融資)】かしまなだ農業協同組合 ☎ 33-5341
茨城旭村農業協同組合 ☎ 37-0111

■農林漁業セーフティネット資金

【資金の用途】経営の維持安定に必要な長期運転資金

【対象者】災害により被害を受けた農業者、漁業者

【貸付限度額】600万円

【貸付利率】1.05%以内

【償還期間】10年以内

【据置期間】3年以内

【申込期間】随時

【窓口(相談・融資)】日本政策金融公庫水戸支店農林水産事業 ☎ 029-232-3623

■スーパーL資金

【資金の用途】自主性と創意工夫を活かした経営改善を応援する総合的な資金

【対象者】認定農業者（個人・法人）

【貸付限度額】個人1億円、法人3億円

【貸付利率】当初5年間無利子

【償還期間】25年以内

【据置期間】10年以内

【申込期間】随時

【窓口（相談・融資）】日本政策金融公庫水戸支店農林水産事業 ☎ 029-232-3623

■農業近代化資金

【資金の用途】建構築物・農機具等の施設や農地・放野等土地の復旧に要する資金

【対象者】認定農業者（個人・法人）一定の要件を満たす農業者

【貸付限度額】個人1,800万円、法人2億円

【貸付利率】当初5年間無利子

【償還期間】15年以内

【据置期間】7年以内

【申込期間】随時

【窓口（相談・融資）】各農協、銀行等

■東北地方太平洋沖地震緊急漁業対策資金

【資金の用途】当面の生活維持をするための資金

【対象者】震災被害により休漁等を余儀なくされた本県沿岸及び内水面漁業者

【貸付限度額】沿岸漁業者 1,000千円
内水面漁業者 500千円

【貸付利率】無利子

【償還期間】5年以内

【据置期間】1年

【申込期間】平成23年4月1日から平成23年6月30日まで

【窓口（相談・融資）】茨城県信用漁業協同組合連合会 ☎ 029-221-6281

※貸付利率・内容は、変更になる場合もあります。

17 中小企業向け融資制度

担当：産業経済課 ☎ 3 3 - 2 1 1 1 (内線 1164、1165)

■東北地方太平洋沖地震災害関係保証制度

制度所管	経済産業省 中小企業庁
融資対象者	激甚災害により直接被害を受けた中小企業者（直接被害）
り災証明	必 要
資金使途・内容	事業の再建に必要な資金
融資限度額（補償限度額）	2億8,000万円まで一般保証と別枠 普通保証 2億円以内 無担保保証 8,000万円以内 特別小口保証 1,250万円以内 中小企業者が組合等の場合は、4億8,000万円以内
保証料率	0.7%
貸付利率 (融資内容により変動あり)	1.75%
償還期間	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内
据置期間	運転資金 2年以内 設備資金 2年以内
申込期限	平成23年9月11日
相談窓口	茨城県信用保証協会 029-224-7811・7812・7813 鉾田市商工会 0291-32-2246 茨城県商工労働部産業政策課 029-301-3530 中小企業電話相談ナビダイヤル 0570-064-350

■茨城県東北地方太平洋沖地震特別対策融資

制度所管	茨城県 産業政策課	
融資対象者	激甚災害により直接被害を受けた中小企業者（直接被害）	震災の影響で地震発生後1カ月当たりの平均受注高もしくは、売上げが前年の同時期比で5%以上減少する見込みのある中小企業者（間接被害）
り災証明	必 要	不 要
資金使途・内容	事業の再建に必要な資金	事業の再建に必要な資金 (運転のみ)
融資限度額 (補償限度額)	運転資金 8,000万円 設備資金 8,000万円 設備・運転併用 8,000万円	運転資金 8,000万円
保証料率	0.7% (県が全額補助)	0.45～1.9% (うち、県が5割補助)
貸付利率 (融資内容により変動あり)	3年以内 年1.2% 3年超5年以内 年1.3% 5年超7年以内 年1.4% 7年超10年以内 年1.5%	3年以内 年1.2% 3年超5年以内 年1.3% 5年超7年以内 年1.4% 7年超10年以内 年1.5%
償還期間	10年以内	10年以内
据置期間	運転資金(併用) 2年以内 設備資金 3年以内	運転資金 2年以内
申込期限	当分の間	当分の間
相談窓口	茨城県信用保証協会 029-224-7811・7812・7813 銚田市商工会 0291-32-2246 茨城県商工労働部産業政策課 029-301-3530	

■セーフティネット保証（5号）

制度所管	経済産業省 中小企業庁
融資対象者	①地震発生後、最近3か月の売上高等が前年同月比5%以上減少した中小企業 ②平成23年東北地方太平洋沖地震の発生後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
り災証明	不 要
資金使途・内容	事業の再建に必要な資金
融資限度額 (補償限度額)	2億8,000万円まで一般保証と別枠 普通保証 2億円以内 無担保保証 8,000万円以内 特別小口保証 1,250万円以内 中小企業者が組合等の場合は、4億8,000万円以内
保証料率	0.9%
貸付利率 (融資内容により変動あり)	保証協会へ問合せ
償還期間	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内
据置期間	保証協会へ問合せ
申込期限	平成23年9月30日
相談窓口	茨城県信用保証協会 029-224-7811・7812・7813 銚田市商工会 0291-32-2246 茨城県商工労働部産業政策課 029-301-3530 中小企業電話相談ナビダイヤル 0570-064-350

■災害復旧貸付・危機対応業務

制度所管	日本政策金融公庫・商工組合中央金庫
融資対象者	①激甚災害により直接被害を受けた中小企業者（直接被害） ②震災被災事業者の事業活動に相当程度依存しているなどで、自らの売上が大幅に減少している中小企業者（間接被害）
り災証明	①は必要 ②は売上の減少の証明書
資金使途・内容	事業の再建に必要な資金
融資限度額 (補償限度額)	日本公庫 運転・設備 1億5,000万円 商工中金 運転・設備(長期) 1億5,000万円
保証料率	—
貸付利率 (融資内容により変動あり)	1.75% 特別措置対象者は、融資後3年間基準利率の利率から0.9%を基本として引き下げ
償還期間	10年以内
据置期間	運転資金 2年以内 設備資金 2年以内
申込期限	平成23年9月11日
相談窓口	日本政策金融公庫水戸支店：029-231-4246 0120-154-505(平日) 0120-327-790(土・日・祝) 商工組合中央金庫水戸支店：029-225-5151、0120-079-366

相談窓口

■茨城県震災総合相談窓口……………☎029-301-4000

時間：9:00～17:00

※土日・休日及び平日の17:00～9:00は☎029-301-6780

☎029-301-5974

☎029-301-5975

■いばらきこころのホットライン……………☎0120-236-556

時間：9:00～16:00（祝日及び年末年始を除く毎日）

■被災児童等の心の相談……………☎029-221-4992

時間：9:00～17:00（平日）

■健康相談ホットライン……………☎0120-755-199

（原子力災害関係）

時間：10:00～21:00

災害に便乗した悪徳商法にご注意を

◆訪問販売・電話勧誘を受けたら

「耐震診断に来ました」「何か困っていることはありませんか」「ボランティアで来ました」などと、あたかも無料でサービスを行うかのように近づき、後で法外な料金を請求する業者もあります。

～その場ですぐ契約せず、まず見積もりを取るなどよく確認しましょう～

◆家屋の修理など業者に依頼する場合

「このままでは次に地震がきたら倒壊する」などと不安をあおったり、「今日契約すれば半額にする」などと、契約を急がせる業者は要注意です。

～信用のおける業者かどうか、よく確認しましょう～

◆もしトラブルに巻き込まれてしまったら

訪問販売や電話勧誘での契約は、多くの場合、クーリング・オフにより契約日を含め8日以内であれば無条件で解約することができます。

■**銚田市消費生活センター** 銚田市銚田1443（銚田保健センター内）

平日 ☎33-2992 9:00～16:30（12:00～13:00 除く）

休日 消費者ホットライン ☎0570-064-370

10:00～16:00（年末年始を除く）